

青森県報

第四百九十四号

令和四年
八月五日
(金曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(水産振興課) ……二
- 令和四年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務に係る一般競争入札……………(高齢福祉課) ……二
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……四
- 採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部 会計課) ……六
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(学校施設課) ……六
- 公安委員会……………(生活保安課) ……七
- 警備員の検定合格者審査の実施……………(生活保安課) ……七

告示

示

青森県告示第四百五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和四年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
株式会社ア ンビス	訪問介護	医心館訪問 介護ステーション 弘前	令和 四・九・一
株式会社ア ンビス	訪問看護	医心館訪問 看護ステーション 弘前	〃

青森県告示第四百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和四年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の年月日
社会福祉 法人長老 会	通所介護	ぼたんの 里デイ サービス センター	令和 四・七・二五
ね五の 一三五	居宅サービス	三戸郡南部町 大字沖田 面字	令和 四・九・三〇

社会福祉法人鰺ヶ沢町社会福祉協議会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の四軒後家屋敷	訪問介護	社会福祉法人鰺ヶ沢町社会福祉協議会指定事業所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸の四軒後家屋敷	四・六二六	四・七一
有限会社フォトン	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸一七八	訪問介護	訪問介護センター	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸一七八	四・六二〇	四・七二〇

青森県告示第四百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和四年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
	株式会社アニス	東京都中央区八重洲二丁目七の二	訪問看護	医心館訪問看護ステーション弘前	弘前市大字外崎四丁目二の三	令和四・九・一

青森県告示第四百五十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	加入区の名	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
	平内	○ 東津軽郡平内町大字福館字雷電林一の二 三津谷 光弘 東津軽郡平内町大字茂浦字浦田一三 後藤 石雄 東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸三 田村 光由樹	令和四年八月五日から同月一九日まで	平内町漁業協同組合

公 告

令和四年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第七条第一項）の規定により公告する。

令和四年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般（指名）競争入札に付する事項

1 次に掲げる役務（以下「調達案件」という。）に係る調達とする。

令和四年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務
2 調達案件に要求する仕様等は、入札説明書による。

二 委託期間

契約締結日から令和五年三月三十一日まで

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百二十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 令和元年度以降において、都道府県が実施する国保データベース（KDB）等を活用した医療費データ分析事業の同種業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有すること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年八月二十六日までに青森県健康福祉部高齢福祉保険課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

電話 〇一七―七三四―九三二〇

4 提出部数

一部

五 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

電話 〇一七―七三四―九三二〇

なお、令和四年八月五日から同年九月十三日までの間において青森県健康福祉部高齢福祉保険課ホームページからダウンロードできる。

URL:<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/index.html>

六 入開札の日時及び場所

1 日時

令和四年九月十四日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟二階B会議室

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九条の規定による。

九 落札者の決定方法

入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十二 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他

詳細は入札説明書による。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cross-sectional data analysis of health, medical treatment, and care

2 Time limit for tender:

14 September, 2022

3 Contact point for the notice:

Welfare and Insurance for the Elderly Division,

Department of Health and Welfare,

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima, Aomori City,

Aomori 030-8570 JAPAN

Tel 017-734-9320

Fax 017-734-8090

Email kokuhoshokai@pref.aomori.lg.jp

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 相馬敏行

2 ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 相馬敏行

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社DLVO 東京都渋谷区神宮前五丁目三〇の 一 代表取締役 宮城大樹	—	令和 三・四・二〇
株式会社ワールド 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁 目八の一 代表取締役 鈴木信輝	—	三・八・二五
株式会社ダブリュ・アイ・システ ム 東京都豊島区池袋二丁目四三の一 代表取締役 濱中洋	株式会社ダブリュ・アイ・システ ム 東京都豊島区池袋二丁目四三の一 代表取締役 鈴木貴久	三・四・一
株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区柳生二丁目六 の三 代表取締役 林史郎	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区柳生二丁目六 の三 代表取締役 寺崎公彦	三・五・一
有限会社セアマン 秋田県秋田市中通二丁目八の一 代表取締役 伊藤博	—	四・一・三

株式会社パステル 福島県郡山市東原一丁目二 代表取締役 吉田好一	ZAKANAKA株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 の三 代表取締役 大楠弘平	株式会社Quattro 青森市大字浅虫字内野五五の一二 代表取締役 荒井章生	株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻義久	株式会社フェイスグループ 兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目 二の二六 代表取締役 佐々木勉	株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻英介	株式会社ハニーズホールディングス 福島県いわき市鹿島町走熊字七本 松二七の一 代表取締役 江尻英介	株式会社朝日三丁目七の三五 福島県郡山市朝日三丁目七の三五 代表取締役 諸橋友良	ZAKANAKA株式会社 福岡県福岡市東区多の津二丁目六 の三 代表取締役 桑島光雄	maテレコム株式会社 東京都江東区豊洲三丁目二の二四 代表取締役 柴崎秀紀	株式会社アルパジョン 八戸市下長二丁目一の二五 代表取締役 松坂和治	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	他四二者
三・二〇・一	四・三・一	三・八・三	三・八・四	三・七・一	三・八・三	三・八・三	三・二〇・一	四・三・一	三・八・二	三・三・二〇	三・八・三	

四 届出年月日

令和四年七月六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年八月五日から同年十二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年十二月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

採石業務管理者試験の施行

令和四年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公告する。

令和四年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日等 令和四年十月十四日(金) 午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

- 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 三 受験願書の受付期間
令和四年八月二十九日（月）から同年九月九日（金）まで（郵送の場合は、同日

付けの消印のあるものまでを有効とする。）

- 四 受験願書の提出先
青森市長島一丁目一の

青森県土整備部河川砂防課

- 五 提出書類

- 1 受験願書 一通

- 2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

- 六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書の提出時に貼り付けて納入する。消印してはならない。）

- 七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域県民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、返送先を明記し、八十四円分の切手を貼り付けた返信用

封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に送付すること。

出願者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。



特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年八月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

- 危機管理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札

- 四 落札者を決定した日
令和四年七月二十八日

- 五 落札者の名称及び住所
パノンニックコネクト株式会社
東京都中央区銀座八丁目二一の一

- 六 落札金額
一億三千五百八十五万円

- 七 落札者を決定した手続
調達物品に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

- 八 入札の公告を行った日
令和四年六月十七日

令和四年六月十七日

教育委員会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年八月五日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

一 物品等の名称及び数量

青森丸重油供給単価契約一式
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和四年七月十三日

五 落札者の名称及び住所

北日本石油株式会社

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目二八の五

六 落札金額

一キロリットル 十万七千八百円

七 落札者を決定した手続

購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年六月一日

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十三号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

令和四年八月五日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

令和四年九月二十一日（水）午後一時から午後四時まで（予定）

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査

検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査

空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査

常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査

交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査

核燃料物質等運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査

貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十人

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

令和四年八月二十二日（月）から同月二十六日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営

業所に属する警備員は、青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者の住所を管轄する公安委員会とその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会が同一である場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面のすべてを、それぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料
四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円